

令和 7 年度法人パンフレット制作等の業務委託
仕様書

令和 6 年 10 月

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

1. 調達件名

令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託

2. 調達内容

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）担当者より提供される原稿をもとに、医薬健栄研の紹介パンフレット（日本語版・英語版）の作成・印刷・梱包・発送業務を行う。

3. 業務概要

医薬健栄研の知名度の向上に資するため、効果的に法人紹介ができるパンフレットを制作する。

4. 業務目的

法人の概要及びその取り組んでいる研究内容が、科学に馴染みのない者にとっても視覚的に見やすいデザインかつ端的に伝わる構成のパンフレットを作成すること。またパンフレットのデザイン・構成等については、産官学連携をさらに推進できるよう国立研究開発法人等の他機関と差別化を図り、当法人の認知度・好感度の向上させることを目的とする。パンフレットの用途として、教育機関や製薬企業等の研究分野のみならず、官公庁や自治体、議員・外国客人等の科学に馴染みのない人へも配布するものである。

5. 業務内容

受託者は、以下の作業を実施する。また、作業に当たっては、作業内容について医薬健栄研担当者の許諾を得ながら作業すること。

（1）日本語版パンフレットの作成

- ① 日本語原稿をもとに、医薬健栄研担当者の指示により、デザイン、編集及び校正を実施する（頁数の上限は現行パンフレットと同様の表・裏表紙含め 28 頁とするが、契約後に医薬健栄研担当者と頁数について協議するものとする。企画提案書では 28 頁で作成するものとして提案すること。）。デザインや構成などについては、他機関と差別化を図ることのできる創意工夫を行ったものとする。なお、デザインや構成などの修正等対応を求められた場合には、適宜対応すること。校正作業は、医薬健栄研担当者が校了と判断するまで行うこと。

【デザイン】

官公庁や他の国立研究開発法人等独立行政法人が通常パンフレットに採用する堅苦しいデザインでなく、教育機関や民間企業等のように読者の目を引き付けるようなインパクトのあるデザインとする。表紙のデザインも含めてリニューアル（理事長挨拶等担当者が指定するものは除く。）するものとする。

1）現デザインコンセプトの課題

デザインコンセプトとして現行パンフレットでは、各分野の代表的研究が詳細に記載されており、様々な研究をしていることは読み取れるが、情報が過多となっており、各分野でどのような社会背景や社会的意義があるのか、何が課題なのか、その課題に対して何を取り組んでいるのか等が少し不明瞭なものになっているため、読者が必要とする情報を発信できるようにする。

2) 新デザインコンセプトに盛り込む要素

㊦医薬健栄研が地方創生の文脈の中で、国立研究開発法人の中で唯一完全地方移転を実行したこと及び他の研究機関が有しない薬用植物資源研究センター・霊長類医科学研究センターを持つ機関であることがまだ大阪府・全国に知られてないため、まずは知名度を上げるためにも教育機関や製薬企業研究分野のみならず、官公庁や自治体、民間企業等の研究分野に携わっていない方へ医薬健栄研の研究内容を理解できるよう他機関と差別化を図れるデザインとすること。

㊧薬用植物資源研究センターや霊長類医科学研究センターのように施設の老朽化が進み、薬用植物等の安定供給を図るには充実した設備が必要である。そのことからファンドレイジング促進のためにも、研究内容への理解だけでなく研究に共感した上で寄附に繋がるよう、治らない病気と闘っている人のために医薬健栄研が社会還元する研究を志向していることを伝える強いメッセージが込められており、かつ見やすい配色のデザインとすること。

㊨令和7年度は、医薬健栄研の英語の略称及びロゴの変更、医薬基盤研究所として創立20周年、医薬基盤・健康・栄養研究所として創立10周年を迎える節目の年となる。医薬健栄研パンフレットをリニューアルし、多くの人に届け、当研究内容や理念を発信できるまたとない機会であるため、これを機により多くの方へ医薬健栄研の存在を知ってもらえるようなデザインや構成とすること。

したがって、手に取ってもらうための工夫も施す。どのような仕様にするかは受託者の自由な提案とする。また、医薬健栄研は、来年度より新規のロゴ及び英語略称（別紙1）を使用する予定であるので、企画提案書を作成する際は、当該ロゴ・英語略称も考慮したデザイン等を提案すること。なお、当該新規ロゴ及び英語略称については、本件業務以外には使用しないこと。

【構成】

少なくとも、ブランドステートメント（見開き1ページの片面）・理事長挨拶（見開き1ページの片面）・代表的研究の紹介・活躍する研究者紹介（現時点で4人）は構成において必須のものとする。寄附金案内（見開き1ページの片面）は、本業務で制作する「令和7年度パンフレット」の構成に新しく追加すること。

代表的研究紹介において、現行パンフレットの「難病・免疫ゲノム分野、医薬と健康分野、創薬資源研究分野、薬用植物資源分野、生物資源研究分野、栄養分野、身体活動分野」はマストとする。医薬健栄研担当者と調整し、他分野も盛り込むこととなった場合は、適宜対応すること。

また、上記構成以外に、他に盛り込むべきページも提案の上、契約後に医薬健栄研担当者と調整するものとする。医薬健栄研担当者より構成の変更等を求められた場合には、適宜対応すること。

他に盛り込むべきページとして、例えば、産官学連携紹介、研究成果のプレスリリース紹介、プレスリリース及び外部資金獲得件数等をグラフにして数値を示したページなどが挙げられる。ただ、ここで例示したものはあくまでも案にすぎず、上述で例示した項目以外でも問題ないものとし、何を盛り込むかは受託者が自由に提案することとする。構成の内容や順番については、契約後に医薬健栄研担当者と協議後した上で、決定するものとする。

また、代表的研究の紹介において見開き 1 ページ等の指定はなく、情報発信する上で読者に飽きさせない魅力的かつ情報過多にならないようなページとすること。ただし、活躍する研究者紹介は見開き 1 ページで 4 人載せるものとする。

必須構成における原稿は医薬健栄研担当者から提供するが、読者が必要とする情報を取りまとめてデザインの中に落とし込むこと。どのように落とし込むかは契約後、医薬健栄研担当者と協議するものとする。なお、必須構成以外の原稿については、基本的に受託者より提供するものとする。医薬健栄研担当者から提供する原稿以外で受託者より原稿（研究内容やそれ以外の箇所の文章）を提案しても良いものとする。どのように落とし込むか又は原稿提案などは、契約後に医薬健栄研担当者と調整するものとする。その他、題名や強調したい文字などを目立たせることや図表や絵（医薬健栄研担当者から提供するものと受託者なりにデザインしたもの）を用いて、読者の目を引き付ける工夫を凝らすこと。

- ② 日本語原稿については、【5. 業務内容（3）印刷・梱包発送】の業務開始までに医薬健栄研担当者より修正等対応を求められた場合には、適宜対応すること。
- ③ 契約後、担当者からの求めに応じて柔軟に対応すること。

（2）英語版パンフレットの作成

英訳原稿については、日本語原稿の校了後に医薬健栄研担当者より提供する予定である。また、【5. 業務内容（3）印刷・梱包発送】の業務開始までに医薬健栄研担当者より修正等対応を求められた場合には、適宜対応すること。校正作業は、医薬健栄研担当者が校了と判断するまで行うこと。

（3）印刷・梱包発送

印刷・梱包発送に関する作業内容は、以下のとおりとする。

① 印刷

以下仕様のとおり、印刷を行うこと。

＜仕様＞

部 数：日本語版 2,500 部、英訳版 400 部

サイズ：A 4

色 : 両面フルカラー
 用 紙 : 指定なし
 ※ただし、ラックに立てかけられる最低限の厚みのある用紙（材質）とすること。

製 本 : 中綴じ製本（表紙などに他の機関のパンフレットと差別化を図れるような工夫を凝らすこと）

（参考）令和6年度法人パンフレット（印刷仕様）

サイズ : A4

色 : 両面カラー

用 紙 : コート紙 70.5kg

製 本 : 中綴じ製本（裏表紙に名刺ホルダーの貼付け）

【名刺ホルダーの用途】

医薬健栄研側で配布する対象者毎に異なるメッセージカードを入れられるようにした（受託者が行ったのは、名刺ホルダーの貼付けと使い方の提案）

※あくまでも参考であるため、令和7年度法人パンフレットにおいては、受託者の自由な提案とする。

② 梱包発送

以下のとおり梱包発送を行うこととし、宛名等の詳細は契約後に伝える。

配布先	部数 (日本語)	部数 (英語版)	送付先
薬用植物資源研究センター (筑波研究部)	50	20	〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1-2
薬用植物資源研究センター (北海道研究部)	30	10	〒096-0065 北海道名寄市字大橋108-4
薬用植物資源研究センター (種子島研究部)	30	10	〒891-3604 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 17007-2
霊長類医科学研究センター	50	20	〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1-1
国立健康・栄養研究所	590	150	〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
厚生労働省 厚生科学課	50	10	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

(4) 全体管理・報告

作成に係るスケジュールは受託者において整理し、医薬健栄研担当者と相談の上決定すること。また、全体の進捗状況を逐次確認しながら本業務を進め、月2～4回以上は定期的に進捗状況などを医薬健栄研担当者に報告すること。

6. 医薬健栄研から提供するもの

- (1) 必須構成部分の原稿（本文の日本語）及び全本文の英語原稿
- (2) 図表（研究内容の補足説明を目的としたもの）
- (3) 写真（人物及び施設）

7. 業務期間

契約締結から令和7年3月31日までとする。

8. 成果物、納品場所

(1) 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。日本語版パンフレット及び英語版パンフレットに係る成果物は令和7年3月31日までに、以下(2)に示す納品場所に納めることとする。

- ① 以下(2)の場所への発送分（日本語版計1,700部、英語版計180部）
- ② 梱包発送分（日本語版：計800部、英語版：計220部）の発送部数及び発送先の記載のある書類
- ③ HP掲載用PDF（日本語版、英語版）
※閲覧しやすいよう、ファイルサイズを小さくすること。
- ④ 印刷会社に出稿時のPDFデータ
- ⑤ 版下原稿のAIデータ等（加工可能の電子媒体、素材・アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
※ファイル名はすべて半角アルファベット又は数字とする。

(2) 納品場所

- ① 原則として、紙媒体の成果物は次の場所において引渡しを行い、また、梱包発送したものは発送部数及び発送先の記載のある書類及び成果物の写真を用意すること。なお、医薬健栄研が別途指示する場合はこの限りではない。
住 所：〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
機 関：国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
所 属：戦略企画部 戦略企画課
電 話：072-641-9832
メール：brochures@nibiohn.go.jp
- ② 原則として、電子媒体の成果物は上記アドレス宛に送付すること。ただし、電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し上記場所に納品することも可能とする。

9. 業務実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持

- ① 受託者は、業務の実施の過程で医薬健栄研が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

10. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 完成したパンフレットや原版及び本業務により生じたすべての所有権及び著作権法（昭和45法律第48号。以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び第28条を含む）は医薬健栄研に帰属するものとし、受託者及び受託者から再委託を受けたものは、本業務に関する事項について、法第17条に規定された著作者人格権を行使しないこと。上述で記された内容は、受託者が医薬健栄研に対し、成果物を引き渡した時点をもって、医薬健栄研に移転するものとし、本業務により作成されたすべての成果物は、医薬健栄研が自由に二次利用できるものとする。パンフレット制作にあたり、もしイラストを使用する場合は、著作権譲渡NGではないイラストレーター（イラストを描く人を指す）を選ぶこととする。

11. その他特記事項

(1) 環境への配慮

- ① 本調達に係る納入物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

(2) その他

- ① 本仕様書に記載の無い事項については医薬健栄研担当者と別途協議の上、都度決定することとする。

【参考】

・ 医薬健栄研 HP : <https://www.nibiohn.go.jp/>

・ 研究所パンフレット（2024年4月版）:

[パンフレット | 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 \(nibiohn.go.jp\)](#)

※最新版のパンフレットは上記になるが、それ以前のパンフレットも必要に応じて提供することは可能。必要な場合は医薬健栄研担当者宛に連絡すること。

○英語略称

NIBN

○新規ロゴ



質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名： 令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「**ご担当者連絡先**」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年10月21日（月）

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件 名： 令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年10月21日（月）

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
要領記載の企画提案書及び証明書等

提出部数 各 1 部

提出期限

資格関係書類

令和6年11月7日（木）17：00まで

企画提案書

令和6年11月13日（水）17：00まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

公 募 辞 退 届

件 名：令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託

上記の件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社 名)

契 約 書

1. 件 名 令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
3. 契 約 期 間 自 契約締結日
至 令和7年3月31日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税 円)
5. 契約保証金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と <落札者> （以下「乙」という。）とは、令和7年度法人パンフレット制作等の業務委託について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第12条 甲が、第10条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければ

ばならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場

合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)